残債調査・所有権解除の手順について

所有権解除に伴う残債調査の確認を行います。

平成 17 年 4 月 1 日より施行されました「個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」)」により、所有権解除に伴う残高照会のお問合せは、原則としてお客様ご本人(車検証上の使用者)または「所有権解除照会依頼書」によりお客様ご本人より委託された方のみとさせて頂きます(個人情報保護法第 23 条準拠)。

1.FAX でのご依頼

必要書類を準備し FAX にてご依頼下さい。

【必要な書類】

- ① 「所有権解除照会依頼書」(署名捺印)捺印が無いものは不可
- ② 免許証コピーまたは印鑑証明書
- ③ 自動車検査証(鮮明なコピー)写真データ不可 電子車検証の場合は自動車検査証と自動車検査証記録事項証明書

※車検証の記載と現在の住所・氏名の変更がある場合は変更の証明が必要です(住民票・戸籍謄本等)。 ※FAX 送信時、書類は個人情報となりますので、FAX 番号に間違いないか今一度ご確認の上、送信をお願い致します。

2.回答について

3日で社内調査が完了いたしますので、FAX にてご回答いたします。

(※大変申し訳ございませんが、定休日(火曜日)以外の平日のみ対応させていただきます)

3.郵送での書類送付

書類到着後、3日後に書類を返却いたします。

【回答後に必要な書類】

- ① 「所有権解除照会依頼書」(署名捺印)※必ず原本を郵送して下さい。
- ② 印鑑証明書・委任状(但し所有権解除照会依頼書に実印を捺印の場合は省略可)
- ③ 住民票もしくは戸籍の附票(車検証記載の住所と現在の住所に変更がある場合)
- ④ 自動車検査証(鮮明なコピー)電子車検証の場合は自動車検査証と自動車検査記録事項証明書
- ⑤ 念書
- ⑥ 納税証明書コピー
- (7) 完済証明書(残債がある場合)(契約満了通知書で可)
- ⑧ 返信用封筒 (レターパックもしくは宅急便伝票と封筒)

(※尚、申請いただいた書類に誤りや不足があった場合は、同封いただいた返信用封筒にてご返却させていただきます)

4.当社より書類郵送

書類が到着し3日後には、所有権解除書類を発送いたします。

(※書類発送は、定休日以外の平日とさせていただきます。書類到着の確認や返送期日に関するお問い合わせはご遠慮ください)

※譲渡証明書は法律(道路運送車両法第33条1項及び2項)により再発行はできません。紛失しないようご注意ください。

お問い合わせ・書類送付先

〒731-5109

広島市佐伯区石内北 1-1-20

株式会社ワールドモータースグループ 所有権解除担当 笠井

TEL 082-811-9111

(電話対応可能な時間帯は $10:00\sim11:00$ です。それ以外の時間帯でのお問い合わせは、恐れ入りますが FAX でお願いたします。)

FAX 082-811-9001

◇諸注意◇

- ※定休日(火曜日)以外の平日のみお電話で対応させて頂きます。
- ※ご送付の際は重要書類につき、配達記録以上の取扱いにてご郵送いただくとともに、返信分の ご手配もお願いいたします。
- ※郵便料金不足の場合はヤマト運輸着払いにて対応させて頂きますのでご了承下さい。
- ※書類発送後の書類差し替えはご遠慮ください。